利益相反管理方針

１．目的

当社は、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、「利益相反管理方針」を定め、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を管理する体制を整備し、適正に業務を遂行します。

２．利益相反のおそれのある取引の類型・管理の方法

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社又は親会社等が行う取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）をいいます。当社の行う金融商品関連業務に関して、すでに取引関係のあるお客様又は取引関係に入る可能性のあるお客様をいい、対象取引を次のとおり類型化し管理します。

なお、当社の「親会社」及び「関連会社」は以下のとおりです。

当社の親会社：　Webull Holdings Japan 株式会社

関連会社：　Webull Holdings (Singapore) Pte. Ltd.及びその関連会社
Webull Securities Limited
Webull Technologies Pte. Ltd.
Webull Market Limited
Webull Financial LLC

(1) 利益相反のおそれのある取引の類型

- 当社が、当社のお客様の米国株式の売買注文執行を取り次ぐ海外の関連会社が、当該注文に係る回送先を決定するときに、お客様に対する最良執行方針に反し、当該関連会社、当社又は第三者の利益を優先する場合
- 当社の従業員が、お客様の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含みます。）の供応を受ける場合

(2) 利益相反管理の方法

- チャイニーズウォールの設置
- 取引の条件又は方法の変更
- 取引の停止
- 利益相反のおそれがある旨のお客様への開示
- 情報共有者の監視
- 対象取引又は当該お客様との取引を中止する方法

３．利益相反管理体制

当社は、法務・コンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、同部部長をその長として、利益相反の可能性のある情報をそこに集約するとともに、対象取引の特定、解消策の管理を一元的に遂行します。

以上